

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

8月1日から変更となる育児休業等給付の申請手続きについて

今月は、8月1日から変更となる育児休業等給付の申請手続きについてご案内いたします。

■ 8月1日以降の申請手続きの変更点

8月1日から変更となる育児休業等給付の申請手続きは以下の3点となります。

【変更点】

1. 出生時育児休業給付金の申請時に申告する賃金について
 2. 出生後休業支援給付金の配偶者の確認書類について
 3. 育児時短就業給付の支給要件の確認について
1. 出生時育児休業給付金の申請時に申告する賃金について

出生時育児休業給付金の申請時に申告する賃金について、申告対象となる賃金が以下の通り見直されます。

令和8年7月31日まで	令和8年8月1日以降※1
「出生時育児休業期間を対象として支払われた賃金」を申請時に申告	「出生時育児休業期間中に支払日のある賃金※2」を申請時に申告

※1. 令和8年8月1日以降に出生時育児休業を取得する方から適用となります。

※2. 出生時育児休業期間（育児休業期間を含む。）を対象とした賃金が対象になります。また、出生時育児休業を分割して取得する場合は、その間の就労期間に支払日のある賃金を含みます。

例えば月末締め・翌月25日払いの企業において、従業員が月の途中から出生時育児休業を取得した場合、従来は休業期間に対応する賃金額が確定してから申請を行う運用となっておりましたが、今回の見直しにより休業期間中に支払日のある賃金を申告する取扱いへと変更になるため、賃金確定を待たずに申請できる場面が広がり、申請の早期化につながる事が予想されます。

2. 出生後休業支援給付金の配偶者の確認書類について

母親が申請する場合の配偶者確認書類が、父親と同様に、「母子健康手帳の写し（出生済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る）」を提出できるようになり、母親・父親いずれの申請でも母子健康手帳の写しで配偶者を確認できる場面が広がります。

※ 母子手帳の写しが確認できない場合、世帯全員について記載された住民票等の確認書類が必要となります。

3. 育児時短就業給付の支給要件の確認

支給要件を確認するための書類の取扱いや、週所定労働時間の計算方法などについて、以下の取扱いに変更となります。

- 同一の子について育児休業給付を受給している場合は、改めて母子健康手帳の写し等の提出は不要となります。
- 育児休業給付に係る育児休業終了後、同一の子について初回育児時短就業を開始した場合であって、育児休業が開始された後、育児時短就業が開始されるまでの間に賃金の支払いがないことが賃金証明書および添付書類で確認されれば、賃金証明の⑨欄、育児休業開始前の賃金支払い状況（⑩欄及び⑪欄）の記載が省略できます。
- フレックスタイム制、変形労働時間制及びシフト制の適用を受ける被保険者について、週所定労働時間の計算方法の一部が見直されます。
- 育児時短就業期間等に係る証明書が改訂され、育児時短就業開始日および週所定労働時間の確認書類として提出可能になります。
- 時短前後の週所定労働時間の確認書類について、賃金台帳等と同様に、商号省略対象となります。

いずれの変更点も申請時の事務を簡素化・早期化する方向の見直しとなるため、様式・記入方法の変更点を早期に確認しておきましょう。

参考 URL：厚生労働省「育児休業等給付の申請手続きを見直します。」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001720846.pdf>

◆8月の労務スケジュール

～8/31 7月分社会保険料納付

～8/10 7月分源泉徴収税額住民税額の納付

◆夏季休業のお知らせ

誠に勝手ながら、8/13（木）、8/14（金）は、弊所の夏季休業日とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、ご了承のほど、何卒よろしくお願いいたします。